

第15回 特別展

大名家文書を通して見た近世

1995年11月1日～11月30日

制作 學習院大学史料館

学習院大学史料館

1995年10月31日

大名家文書を通して見た近世

阿部家文書の構成

大名家の史料は狭義の家史料のみならず、江戸時代の藩社会を反映して、幕府、家臣、町人、農民との複合した関係を反映していた。今回の展示では、そうしたふくらみをさぐってみることを一つの目標にした。

①藩主家に関わる史料群、幕府へ提出した家譜、系図などが家意識の結集となっていた。家伝の史料とも言うべき史料群で、朝廷からの官位に関する史料、將軍からの領知判物・朱印状、家元からの免許状・口伝書、当主や家族の著作物なども含まれる。②譜代家の特徴としての幕府との関係は、公務・役儀に関する史料群で、幕府の寺社奉行や老中などの職務に関わる史料群、広義には江戸在番、火之番、門番、月並の江戸城への詰番などの史料群が含まれる。大名としての領知支配も広義には「公務」と理解され、藩地固有の役務も付随していた。③家臣団関係の史料は、大名の家が藩主個人にとどまらず、複合的な経営体であったことを反映している。幕府への役務も家中全体が総体として果たしていたので、家中家文書があれば、藩主家文書と相補関係になったであろうと思われる。④領知関係の史料群は、領主と領民という関係に対応する。

[1] 当主 一家譜・系図史料一

家意識は家譜・系譜などに強くあらわれる事がある。史実かどうかは別として、その家の意識（メンタリティー）を反映した史料として見ることができる。

<列品解説>

1 御系図 寛永20年(1643) 阿部家文書 67

表紙に「豊後守殿御系図 寛永二十年 公儀へ御献上之」と記されており、寛永18年(1641)から編纂が開始された「寛永諸家系図伝」のために献上された呈譜（写か）であると見てよい。この編纂は同20年中に終了し、9月17日には仮名本・真名本とも將軍へ献上されているので、阿部家の場合、家譜の提出からごく短期間の間に編纂されたことになる。

日光東照宮に納められた真名本と、阿部忠秋の部分を比較すると、字句の異同を除いて3つの大きな相違点がある。

(1)阿部家本は「同年忠秋、与-松平伊豆守信綱・堀田加賀守正盛・三浦志摩守正次・太田備中守資宗・阿部対馬守重次六人、同ク勤メ職役ヲ-口=リ聞ク政事ヲ」という記事を寛永6年(1629)の項に入れているが、東照宮本は文言は多少異なるが、これを寛永10年(1633)に入れている。この記事はいわゆる六人衆に就任した記事であり、阿部家本の年代は誤りである。しかし単純な錯誤ではなく、列品2の「阿部家伝」にも同文言の記事を寛永6年に入れ、なお列品3の「阿部家譜」も「(寛永)六年己巳五千石〔武州安保・上州白井〕ヲ加増、再小姓頭トナル、又麾下ノ執事トナル」としており、なぜかその後も阿部家では六人衆就任を寛永6年と認識し続けていることになる。

(2)阿部家本には「(寛永13年)同年七月二十六日、將軍家御不例為メ御遊慰ノ渡御ス於忠秋邸」という記事があるが、東照宮本にはない。

(3)阿部家本には「(寛永)十七年四月 將軍家日光御參口忠秋依テ 仰総裁ス江戸御留守ノ事ヲ」という記事があるが、東照宮本にはない。

2 阿部家伝

阿部家文書 69

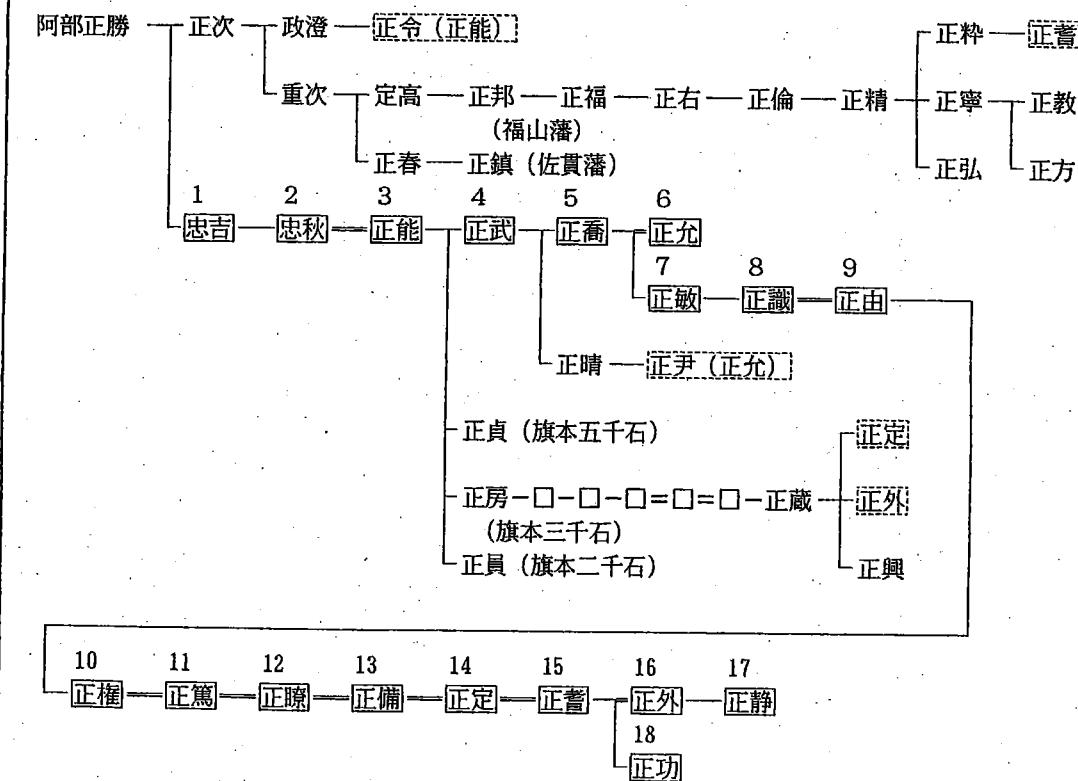
天文10年(1541)から元禄14年(1701)まで、正勝・忠吉・正澄・忠秋・正能・正武の事跡を記載する。

3 阿部家譜

阿部家文書 70

天文20年(1541)から明治20年(1887)までを記載。表紙をめくって冒頭に「阿部正功家譜」の柱題がある。

阿部家系図



[2] 幕府の職務

阿部家は雁間誥の譜代大名で、幕閣に就任する家柄である。幕府の重職である、奏者番・寺社奉行・大坂城代・京都所司代・老中は、譜代大名が階梯的に就任する職であり、阿部家は六人の老中就任者を出しているが、内五人は五代まで、江戸時代前期に集中している。

幕府役務に関する史料は、本来家臣家の史料にも膨大に残る性格のものもあるが、大名家史料にも寺社奉行、月並の江戸城出仕に関わる史料が含まれている。

<列品解説>

4 申合書付 持場絵図 享和2年(1802)3月 阿部家文書 775

寺社奉行は通常4人で構成され、交替で月番にあたって訴訟受理などを行い、支配地分担(持場割)を決めていた。これを株筋と言い、4人なので四株と呼称するが、5人(五株)になる事もあった。

享和2年(1802)1月、青山大膳亮幸完が寺社奉行となり、阿部播磨守正由・脇坂淡路守安豊・松平周防守康定・堀田豊前守正穂と持場割を決め直した時の史料である。2枚の絵図は、4人株の時の持場絵図と、5人で分け直した持場絵図で、図中播磨とあるのが阿部正由の担当部分で、渋谷・品川など江戸の南部を担当しており、5人株となつても変更されていない。ただし青山幸完は月番も勤めないまま、3ヶ月足らずで辞任し、5人株に松平右京亮輝延が就任した。

5 老中誓詞 元治1年(1864)6月 阿部家文書 749

誓詞は將軍への忠誠を誓った文書で、將軍代替りごとに提出する「代替誓詞」と幕府役職就任時に提出する誓詞がある。展示は阿部正外の老中就任時のもの。起請文前書と神文(罰文)とに別れ、前書は奉書紙、神文は牛王宝印紙という熊野社の靈紙が用いられる。紙の継ぎ方が通常とは異なる「起請文継」。

[3] 大名の官位

官位とは位階(従一位・正四位上など)と官職(大納言・侍従・豊後守など)のことを指し、律令制度の中で機能していたものが、次第にその実体を失い、形式的なものとなりながらもなお明治にいたるまで生き続けた制度である。

官位の叙任権は朝廷に属していたが、慶長11年(1606)徳川家康の奏請によって、武家の官位は幕府の推舉によって叙任されることになった。さらに慶長16年(1611)には武家の官位を員外化することを奏して許された。これはそれまで公家と同じ枠の中で扱われていた武家を独立させたのである。このため、定員をこえて、同じ官職に同時に二人任ずることも可能となった。そして元和元年(1615)の「禁中並公家諸法度」でこれらのことと法制化し、幕府は武家の叙位任官の決定権を手に入れた。阿部家を始めとする武家は幕府の許可によって官位を得ることになったのである。

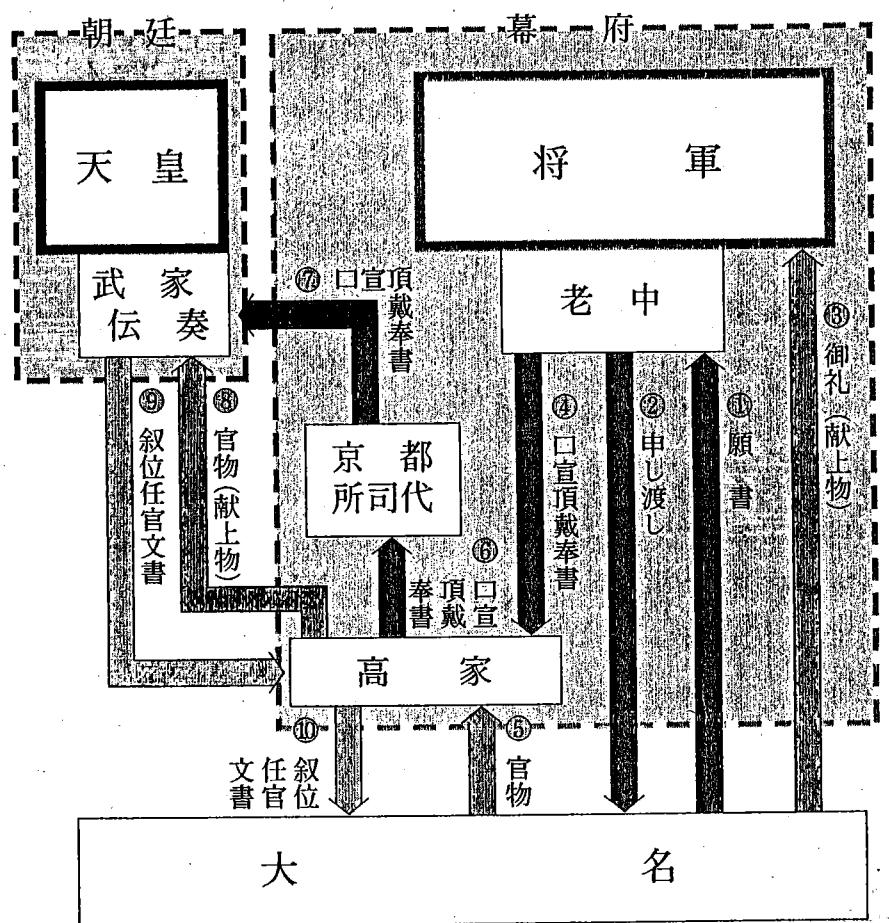
阿部家を含めた多くの大名の場合、嫡子が將軍への御目見得を済ませ、元服した頃に大名側から願書が老中に出され、従五位下という位階とそれに相当する官職名を受けることになる。

官位は、家によってどこまで昇進できるかということがだいたい決まっている。例えば御三家のうち尾張・紀州両家は従二位大納言となれるが、水戸家は従三位中納言までしかなれないというようなことである。例外はあるが譜代大名の場合は基本的に諸大夫(従五位下でそれに相当する官職の者をいう)どまりで昇進しない家がほとんどである。しかし長年幕府に仕えたと認められたり、老中や京都所司代などの要職につくと昇進して従四位下以上に任せられた。阿部家では忠秋以降、老中に列した者も多く、歴代藩主18人(2人は若死のため叙任されていない)のうち9人が従四位下になり、そのうちの7人が侍従となっている。展示した阿部正能も延宝元年(1673)老中になり、従五位下となっている。

実質的な叙位任官権は幕府にあっても、名目上のそれは朝廷にあったため位を授け官職名を与える文書は朝廷から発給された。

大名の叙位任官の手続き

(従五位下の場合)



従五位下に叙される者は数が多く、12月に幕府の許可を得ると、年明けに将軍よりの使者として京都へ赴く高家が、まとめて叙位任官文書（位記・宣旨・口宣案）を受けとるのが通例となっていた。これに対し、従四位下より高位の場合は、高家が間に入らず、幕府の許可の後、大名が直接家臣を京都へ遣して文書を受けとった。

<列品解説>

6. 位記 承応元年（1652）12月 阿部家文書123

阿部正能を従五位下に叙したもの。位記は中務省以下、公卿の連署が続く長いものであるため、はじめから巻子仕立てになっている。3ヶ所に天皇御璽が捺されている。

7. 口宣案

承応元年（1652）12月 阿部家文書123

宣案は天皇の命を藏人頭がうけて上卿（担当の公卿）に伝えるもので、叙位に際しては位記とともに発給される。上卿は葉室頼業で藏人頭は清閑寺熙房。料紙は宿紙（薄墨紙）である。

8. 宣旨

承応元年（1652）12月 阿部家文書123

位階が位記と口宣案で叙されるのに対し、任官では宣旨と口宣案が発給される。これは列品6・7と同じ時に正能を播磨守に任じるもので、この宣旨と対になる口宣案も残されている。上卿は列品7に同じ。料紙は奉書紙。

[4] 領地判物・領地目録

將軍からの領知宛行は主従関係の基礎をなすもので、藩主家の家伝史料としてもっともオーソドックスなものである。また領知支配を保証するものもあり、藩主の家と、藩地経営の両属性がある。

寛文4年(1664)4月5日付の領知判物は、幕府が諸大名に対して一斉に所領安堵を行ったものである。10万石以上は判物、未満は朱印状が原則であったが、侍従職の者へは判物が発給された。將軍代替ごとに発給されたが、前の判物・朱印状、目録は一旦回収した返却した。しかしその間に転封した大名は村寄目録を作成して提出する。

<列品解説>

9. 領知判物 寛文4年（1664）4月 阿部家文書 1

判物は花押を据えた文書の事で、江戸時代は特に徳川將軍の発行したもの指し、書状形式の「御内書」と、領知安堵の「領知判物」があった。本文中の「目録在別紙」は領知目録を指す。料紙は大高檀紙。45.6cm×65.0cm。

10. 領知目録

寛文4年(1664)4月 阿部家文書 1

領知判物が將軍からの直状で所領宛行を行い、領知目録は奉行が具体的な村々を指定する奉書となる。さらに相給村などの実際の石高などは、現地の代官により差配され、郷村高帳で確定される。料紙は間似合紙。

[5] 江戸藩邸

阿部家のような譜代大名は江戸での幕府勤務が多く、藩政上も藩邸は重要な拠点となっていた。藩邸は幕府から下賜される拝領屋敷(上・中・下屋敷)と購入した抱屋敷があるが、上屋敷は幕閣としての役宅の機能があり、職務就任に伴い頻繁に変更された。中・下屋敷は比較的安定しており、麻布中屋敷は明治以降も阿部家屋敷として続いた。ほかに深川に下屋敷があったが、物流機能の拠点でもあった。

阿部家では、江戸屋敷に詰める家臣が多かったが、常時詰めている家臣の他に、在所の忍から者頭二人づつが組足軽を率いて出張し、江戸在番という形で詰めていた。

江戸藩邸の変遷

	上屋敷	中屋敷	下屋敷
承応4年(1655)	和田倉門内		
宝永2年(1705)	外桜田	麻布百姓町	北新堀・深川
正徳3年(1713)	一橋門内	麻布百姓町	北新堀・深川
享保3年(1718)	増上寺切通	麻布	北新堀・深川
天明1年(1781)	山下門内	麻布	麻布百姓町・ 深川八右衛門新田

<列品解説>

11. 麻布御屋敷絵図

阿部家文書 64

中屋敷として拝領した屋敷の絵図。

12. 江戸番之定

元禄2年(1689)6月 阿部家文書 843

阿部家には家中・町方・郡方・川俣番所などへの条目が多数残っている。条目は冒頭に「条々」「定」「覚」と記され、一つ書の形式(目安とも言う)で法文が記される。基本法令として、元禄2年(1689)、正徳3年(1713)、寛政8年(1796)、文政8年(1825)に一斉に発令されている。その内江戸番へのもの。

(端裏書)
「江戸番之定」

定

- 一、者頭之面々江戸在番二人宛組を召連候へし、若当番之内煩差合有之
節者仲まとして諸々の番を考、其次番のもの可助之、自然仲間として難究」時は年寄者に相違可受差」図事、
- 一、江戸在番馬廻之者共番頭差」図次第可勤仕之在番之内、「煩有之におみてハ少々之儀に候ハシ、」相番之者可助之、若長引可申煩に候ハシ、
其趣番頭に相違」代を呼よせへき事、
- 附、忌有之刻者其趣番頭」迄可申事、
- 一、番頭者頭共在番之内、自然」罷帰候ハシ不叶儀候ハシ、年寄共」まで可申之、馬廻之面々ハ者頭江」可相違之、其上於忍年寄共遂」僉議、其断無拠儀に候ハシ、年寄共」方より書状を相渡代之者可差」越之、其代を引請年寄とも」得差図可罷帰事、
- 一、江戸番代に罷越候時ハ誰々參候、又誰は煩差合、誰は助番に」參候と
其子細番頭・者頭ハ城代并年寄とも方迄直に可申之、馬廻之者共は番頭を
もつて」急度可申届之事、
- 一、江戸江他国江之使、其外用事申付候時、番休之日数定置書」付之通たる
へき事、

右堅可相守之、若於違背者依其品急度可申付者也、

元禄二年己巳六月朔日

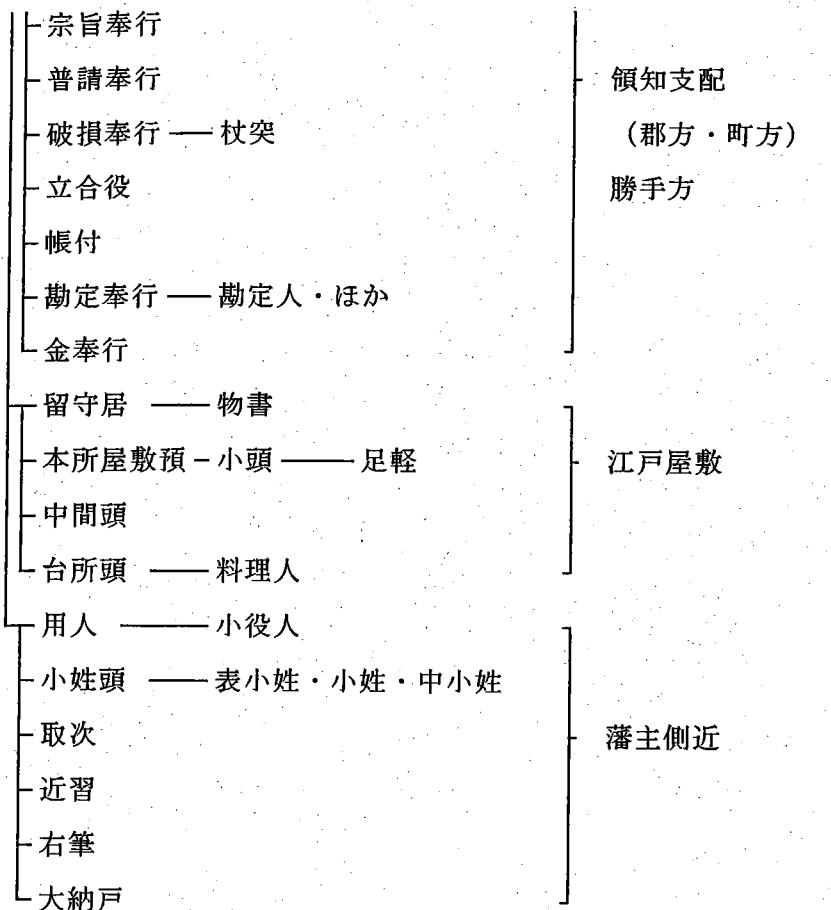
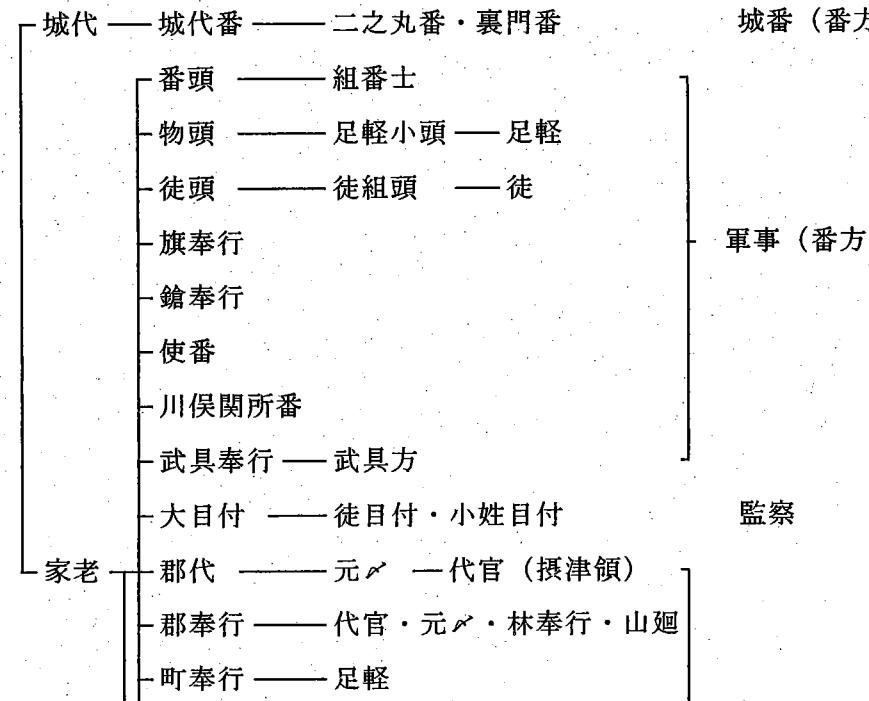
[6] 家臣団

江戸前半期には幕閣に就任した当主が多く、また江戸を中心とした幕府への役務、藩經營のため、阿部家の家臣団は江戸詰の比重が大きかった。享保8年(1723)の分限帳では切米以上が409名、給金・扶持取が303名、合計712名の直臣家臣団であった。文政期の史料では、合計724名中、江戸詰は373名と、忍の家臣数より多い。忍では川俣関所番の土着の関守を家臣に組みこんでいる。

家臣関係の史料には分限帳、家中条目、先祖書・親類書などがある。これらの史料は各藩に共通のものであるが、

大判の折本形式の分限帳は他に類例を見ない。先祖書・親類書は、藩庁が取りまとめたもので、幕府が旗本に提出させる明細書の形式や、他藩史料の同様の史料の形式と共にしている。初代から現当主までの妻の出身や親類が書き上げられている。阿部家中だけでなく、諸藩間での親類関係が発達している。

阿部家職制（享保期の大略）



<列品解説>

13. 忠秋様御代慶安年中分限帳写 阿部家文書 1050

城代・家老以下、忍船船頭に至る71の職名と俸禄、姓名が記載されている。士分以外は姓名なく人数のみ。士分444名、人数のみ829名、合計1273名。慶安の特定時の分限帳ではなく、寛永～寛文期の就職者を列記したもので、忠秋晩年の家臣団を示している。後世の編纂物。

14. 分限帳 阿部家文書 1051

折本に短冊を貼った形式。家督、役儀、賞罰の記載があり、記事は宝曆～文化期。庚申=寛政12年(1800)の年齢が記載されているが、辛酉=享和1年(1801)

1) または壬戌=享和2年の場合もあり、数年間にわたって使われたもの。

本人の高、本国・生国、先祖歴代の事跡、歴代の妻の実家が書かれ、次に祖父・祖母・母方祖父・母方祖母・父・母・妻・息子娘・兄弟姉妹・叔父叔母・甥姪・従弟などが記載される。この形式は幕府旗本が提出する明細短冊や、各藩史料に共通なもので、武家社会共通の重要なものと認識されていた。

[7] 阿部家の藩地

阿部家の藩地は初代阿部忠秋が下野壬生に入封してから、3度の転封を経て、陸奥棚倉で明治を迎えた。

- (1) 下野壬生 2万5000石、寛永12年(1635)6月20日～
- (2) 武藏忍 5万石 寛永16年(1639)1月5日～
(順次加増され元禄7年(1694)より10万石)
- (3) 陸奥白河 10万石 文政6年(1823)3月24日～
- (4) 陸奥棚倉 10万石 慶応2年(1866)6月19日～
6万石 明治1年(1868)12月15日～

2代（藩主としては初代）阿部忠秋は、壬生に入封するまでは城地を持たず、江戸での役務を中心としていた。城地を得ることで、町・農村の支配という役務と、それぞれの藩地固有の役務を引き受ける事になった。壬生城は日光社参のための街道維持という役務があり（初期の日光社参は行き帰りで宇都宮と壬生を経由した）、忍には新郷川俣関所の管理があった。白河には江戸後期には幕領の海防守衛が課せられた。

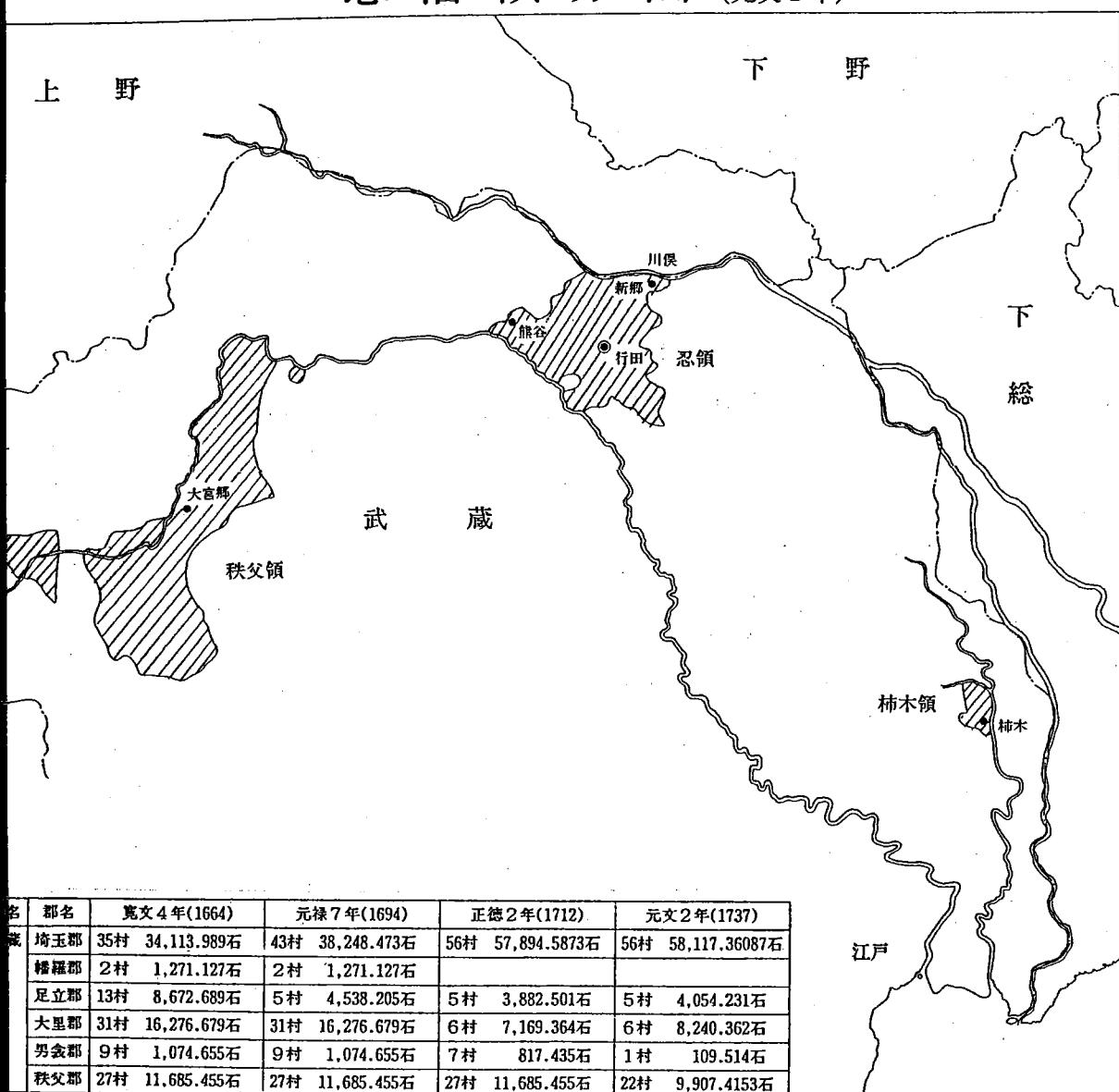
<列品解説>

16. 忍城内外絵図寛政8年(1796)～10年 阿部家文書 45

17. 町方条目 元禄2年(1689)6月 阿部家文書 876

列品12と同時に発給された条目。

忍藩領分図 (元文2年)

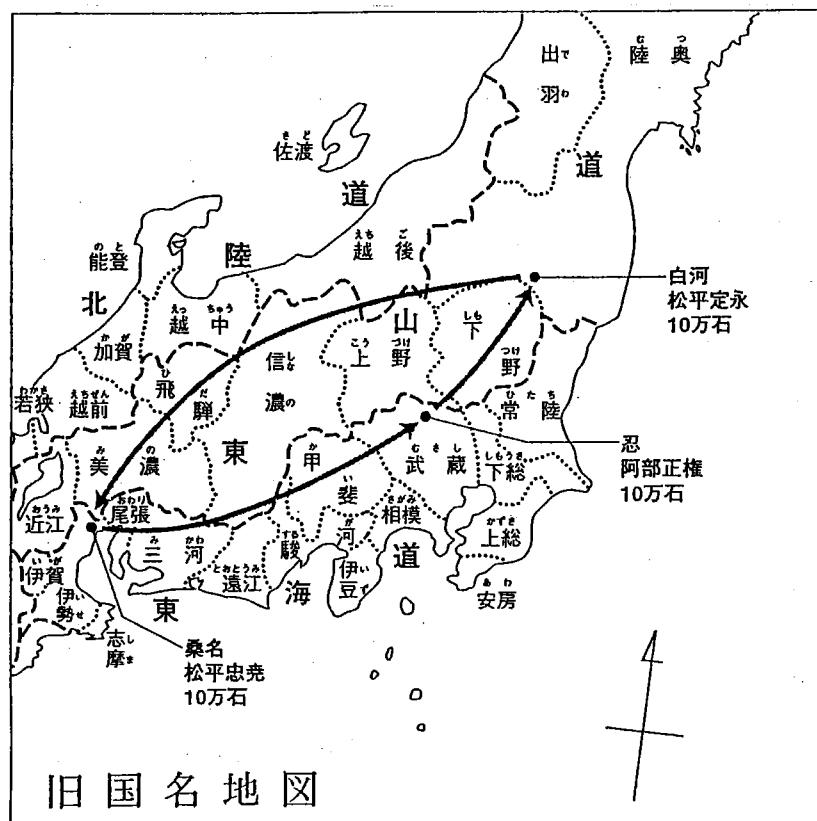


郡名	寛文4年(1664)	元禄7年(1694)	正徳2年(1712)	元文2年(1737)
埼玉郡	35村 34,113.989石	43村 38,248.473石	56村 57,894.5873石	56村 58,117.36087石
桶川郡	2村 1,271.127石	2村 1,271.127石		
足立郡	13村 8,672.689石	5村 4,538.205石	5村 3,882.501石	5村 4,054.231石
大里郡	31村 16,276.679石	31村 16,276.679石	6村 7,169.364石	6村 8,240.362石
男衾郡	9村 1,074.655石	9村 1,074.655石	7村 817.435石	1村 109.514石
秩父郡	27村 11,685.455石	27村 11,685.455石	27村 11,685.455石	22村 9,907.4153石
新田郡	9村 3,800 石	9村 3,800 石		
三浦郡	8村 3,105.406石	8村 3,105.406石		
河辺郡		51村 10,406.04石	51村 10,406.04石	36村 11,105.545石
豊嶋郡		22村 4,742.9179石	22村 4,742.9179石	22村 4,813.9799石
鳴下郡		9村 3,583.894石	9村 3,583.894石	10村 3,824.01663石
武庫郡		3村 1,267.1481石	3村 1,267.1481石	3村 1,283.2721石
	都合 80,000石	都合100,000石	都合100,000石	都合100,000石

[8] 文政 6 年の領知替

文政 6 年（1823）3 月 24 日、忍藩阿部正権は幕府から白河への転封を命じられた。この転封は三方領地替で、白河藩松平定永は伊勢桑名へ、桑名藩松平忠堯は忍へと移動した。この領地替は白河藩松平家が江戸湾海防の課役に苦しみ、転封願の工作をおこなっていた事が大きな要因だったと見られるが、阿部正権が病弱であったこと、文政 1 年（1818）に困窮した忍藩足輕が大舉江戸へ徒党強訴したことなども、阿部家転封の前提になったものと思われる。

転封関係史料は、藩側には『公余録』などの編纂史料と、幕府代官から引渡された郷村高帳などがあるが、領民にも多大な影響を与えたことが、忍側・白河側の在地史料から窺われる。この転封に際しては、領分の柿木村の名主らが老中水野忠成屋敷に駆け込み、中止嘆願書を提出している。



<列品解説>

18. 殿様御引替一件扣 文政 6 年 3 月 行田郷土博物館蔵・棚沢家文書
棚沢家は武藏国埼玉郡中・下池守村の名主家である。所替にあたり藩当局は村方に書上を命じ、領主空白期の失火の注意などを与え、新しく来る桑名藩家中の主な名前を通知し、不慮の事のないように取り計らっている。

19. 御所替一条記録 文政 6 年 3 月 白河市歴史民俗資料館蔵
藤田新次郎家文書

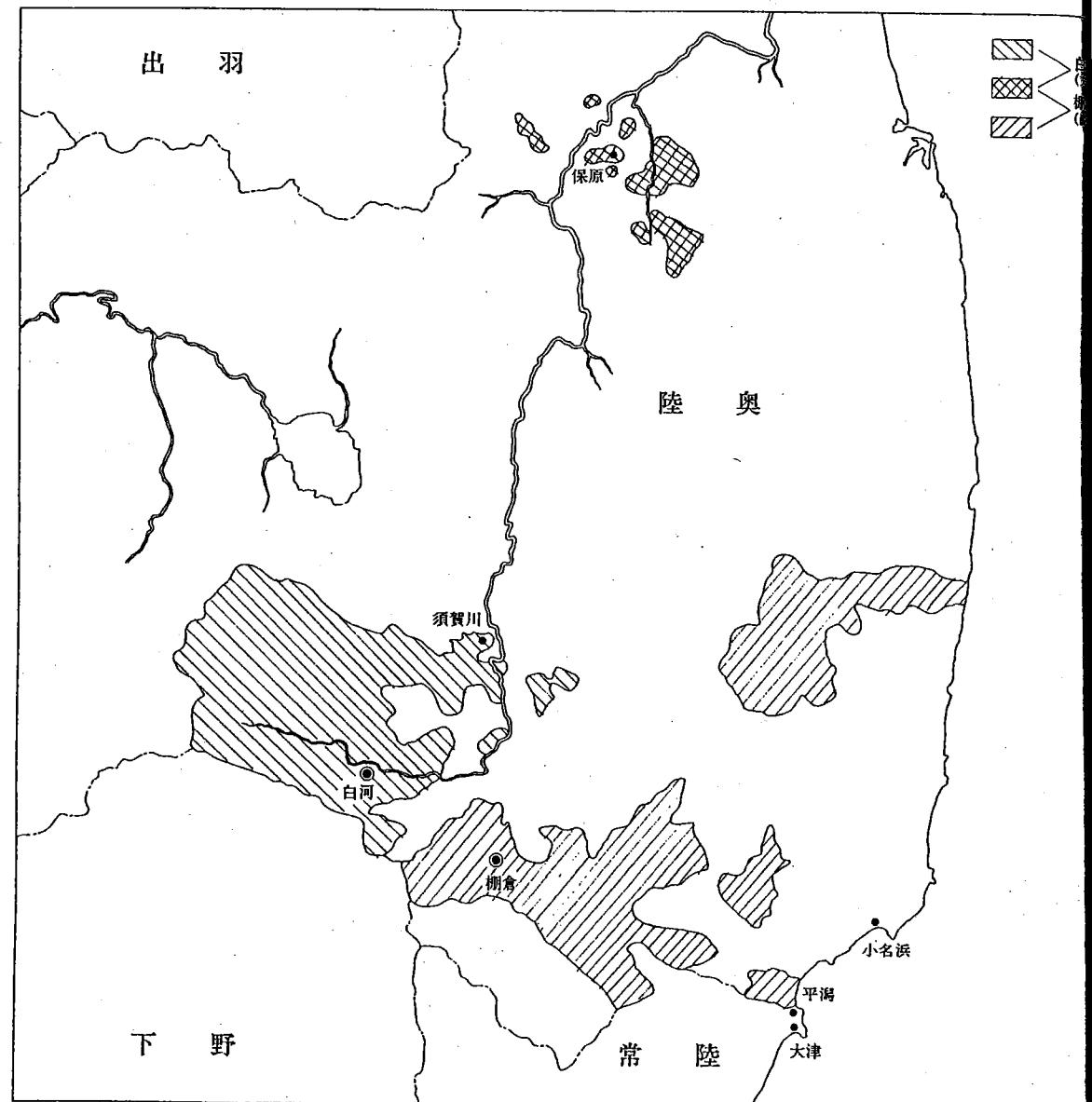
藤田家は陸奥国白川郡天神町の庄屋・町組大庄屋を勤めた家で、本史料は白河城下の町方から見た城引渡しまでの委細が判明する好材料である。

20. 白川郡町組大庄屋指出帳 白河市歴史民俗資料館蔵
文政 6 年 9 月 藤田新次郎家文書

新領主阿部家に提出したもので、年貢・諸運上・小物成などの委細を書き上げている。町組の田畠の状況や、苗字帶刀御免のことなど詳細に記載されている。

21. 御領知郷村高帳 文政 6 年 (1823) 9 月 阿部家文書 28
新領地白河の村々の石高を具体的に確定するのが郷村高帳である。実務は柴田・吉見・竹内ら幕府勘定組頭が村付を決め、郷村高帳を作成し、陸奥浅川代官島田帶刀に送付し、代官島田が村々の引渡しの際に阿部家に交付した。

白河・棚倉藩領分図



[9] 白河藩と陸奥海防

白河への転封当初は、藩当局は白河町大庄屋から町の様子を書き上げさせるなど、領知支配の把握に努めていたが、忍と白河の年貢収納の取調では、同じ表高10万石でも、旧領忍では30,765石余、白河では23,648石余と減少し藩は家臣俸禄を面扶持に変えるなどの窮余の策をとらざるを得なくなり、幕府へ村替の歎願を行っていく。

一方で文政7年(1824)には新たに陸奥の海岸防禦の命を受ける。磐城地方は幕領・譜代藩本領・分領が錯綜している徳川領国で平・湯長谷・棚倉・白河・三春の諸藩が異国船に対する備えに位置付けられ、固有の役務となつた。この関係の史料も阿部家には多く残っている。

<列品解説>

22. 村寄目録 天保9年(1838)10月 阿部家文書 23

將軍代替の領知判物・領知目録の発給に先立ち、各大名は前回の判物・目録を提出するが、前回の発給以降に転封して新領地の判物・目録を所持していない場合、大名が郷村高帳から村寄目録を作成して幕府へ提出した。

23. 小名浜海防一件書類 文政7年(1824) 阿部家文書 1031

文政7年(1824)5月常陸大津浜へのイギリス船渡来上陸事件により、全国の幕領の海防が懸案となると、白河・棚倉・平・湯長谷・三春の諸藩が幕領小名浜への海防援兵を命じられた。その上で翌年には異国船打払令が出される。

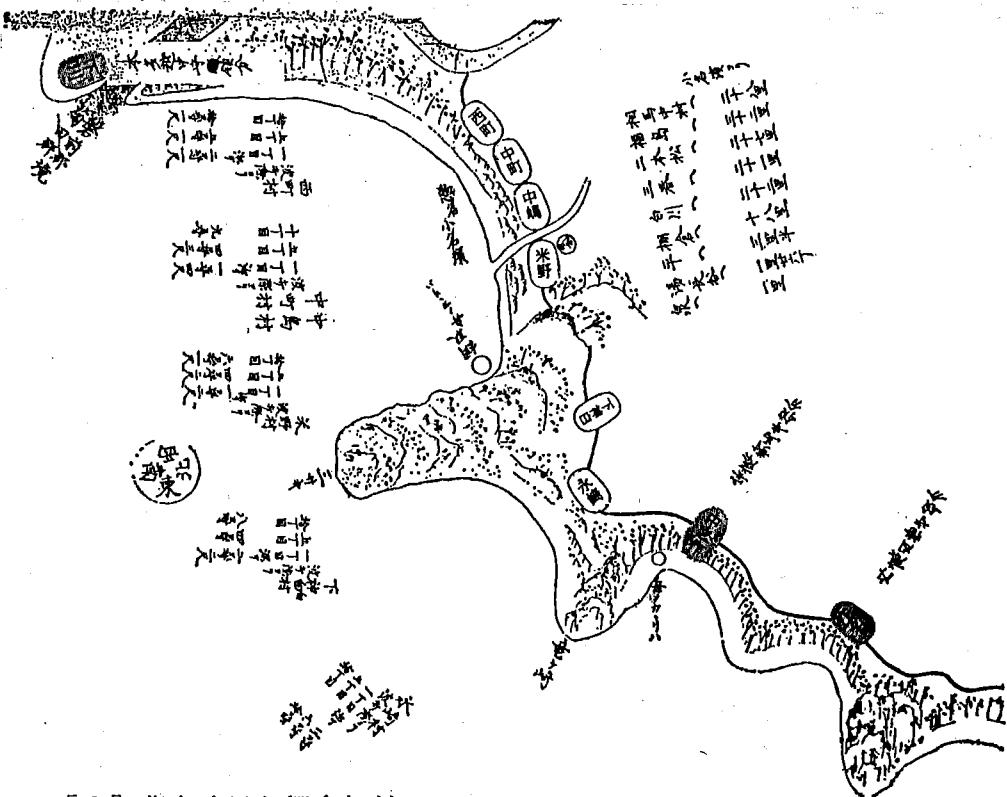
文政7年(1824)10月、白河藩の江戸留守居は幕府勘定奉行村垣定行・遠山景晋らに呼出され、小名浜代官所への援兵待機を命じられ、その手当の報告を命じられる。白河藩は小名浜に藩士を派遣し、具体的な取り決めを行った。その際の経緯書付、幕府勘定所浦々掛との伺書・返答書、小名浜周辺の海岸絵図面などである。海岸絵図面は、端裏に

「一、天保十四卯年正月廿七日、土井大炊頭様江被差出候節之扣

一、同十五年八月 日、御用番水野越前守様江被差出候節も此通ニ而、裏打之美濃ニ出来被指出候事」

とあり、天保14年(1843)に再度調査された際に幕府に提出したものの控である。

小名浜周辺海岸深浅図（部分）



[9] 幕末政局と棚倉転封

元治 1 年(1864) 6 月に老中に就任した阿部正外^{まさとう}は旗本阿部家の出身で、旗本時代には外国奉行などを勤め、老中としても外国御用取扱にあたった。翌慶応 1 年(1865) 4 月の將軍進發に従い上京し、折からの兵庫開港問題でイギリス公使との折衝にあたったが、朝廷の怒りを一身に受け官位停止、老中罷免という厳しい処分を蒙った。慶応 2 年(1866)さらに棚倉転封と正外の隠居蟄居が命じられ、白河城は二本松藩の預りとなり、川越へ移封となった松平(松井)家から棚倉城を受け取った。

この転封でも領民からの反対運動があったが、藩でもこれに呼応して白河復領運動を幕府に働きかけ、慶応 4 年 2 月 1 日によりやく白河への復領が許可されたが、幕府の瓦解のなかでこの転封命令は撤回されてしまった。

〈列品解説〉

24. 棚倉城受取一件書類 阿部家文書 62

慶応 3 年(1867) 1 月、川越へ移動する松平(松井)家の家臣と立ち会いの上、棚倉城を受け取った時的一件史料(状 4 点・絵図 9 枚)の内。

25. 棚倉移封中止歎願 慶応 2 年(1866) 7 月 庄司千春氏藏

阿部家の棚倉転封に際して、白河藩領民から転封中止の歎願書が多数提出された。その内の一本。白川領の百姓惣代から、老中井上正直に駕籠訴したもので、阿部家の領民保護に努めた「善政」を強調している。

26. 兵庫開港折衝一件(断簡) 阿部家文書 1037

慶応 1 年(1865) 9 月、下関戦争から戻った四ヶ国艦隊が大坂沖に現れ、老中阿部正外がイギリス公使パークスと兵庫開港問題で折衝にあたった。その時の経緯を書いたもので、後の成立であるが、発言内容や駆け引きが生々しい。

27. 老中罷免・謹慎申渡書付 慶応 1 年(1865) 10 月 阿部家文書 147

叡慮により、正外の官位召上・国元謹慎が御所より命じられたため、幕府も老中職を罷免せざるを得なくなった。それでも罷免に伴い雁之間詰を命じており、幕府独自の殿席の機能がまだ生きていることがわかる。

[10] 戊辰戦争と棚倉復帰

慶応 4 年(1868)、当初棚倉藩は朝廷に白河復領を運動し、奥羽列藩同盟への参加も留保していたが、白河城の攻防が始まると同盟に参加していく事になる。白河城には奥羽鎮撫總督の命で仙台・二本松・棚倉・三春・湯長屋^{ゆながや}・泉・平の諸藩兵が詰めていたが、同盟成立直前に会津藩が城を攻略しその際に城は炎上した。その後仙台・棚倉藩兵が同盟側として加わり、新政府軍の薩摩・長州・大垣・忍藩兵との激戦となり、5 月 1 日落城した。棚倉藩士では阿部内膳らが戦死している。

その後は攻守を変えて、激しい同盟軍の白河城攻撃が続き、新政府軍は攻

防戦に巻き込まれてそれ以上北上できなかったが、迂回して棚倉城を攻撃した。棚倉藩では主力が藩外に出払っていたため、6月24日に落城した。前藩主阿部正外を初め藩士らは分領保原に移り戦争を継続したが、9月に同盟諸藩の降伏が続くと、9月18日に降伏した。その間棚倉は黒羽藩の預りとなり阿部家は12月15日に6万石で復帰した。

〈列品解説〉

28. 白河移封願書(写) 慶応4年(1868)3月 阿部家文書 1044

慶応4年2月1日に旧幕府の白河転封命令が撤回された後、朝廷に願い出た願書の写。明治11年(1878)9月修史館の求めに応じて提出したもの。上京できない理由を述べ、白河への転封が勤王の士気を高めると述べている。

29. 追討布告(写) 慶応4年(1868)6月 棚倉市中央公民館蔵
佐川力家文書

慶応4年(1868)6月24日に棚倉城が落城したのち、駐屯した政府軍が布告したもの。

30. 落城後御取計扣帳 慶応4年(1868)6月～ 棚倉市中央公民館蔵
佐川力家文書

棚倉の町方史料で、棚倉城が落城してから、明治5年(1872)3月までの民政も含めて記載されている。

31. 阿部氏棚倉復帰沙汰書 棚倉市中央公民館蔵
明治2年(1869) 佐川力家文書

棚倉に駐屯していた黒羽藩への沙汰書。

[11] 阿部家の当主と家族の学芸

「文武」の修養に励むことは、武士の勤めであった。「文武」の中身は一様ではなかったと思われるが、阿部家の蔵書から、実際に当主が摂取した知識を知ることができる。

阿部家の当主が得た免許や口伝書に、武道関係では兵学、馬術、剣術、弓術、炮術があり、文事関係では書道、和歌、生け花がある。ただし、和歌や生け花は「文(=学問)」に属するというよりも嗜みであろう。学問とは、四書五経に代表される、領地を治め人心掌握を行うのに必要な知識であったと考えられる。

ついで、阿部家の家族の学芸についてであるが、阿部家の文書群の中には九代目当主正由の妻多喜や十二代目当主正暉の妻彩の著作や集書が残されている。今回は多喜が編んだ和歌集を紹介し、武家の女性が馴染んでいた文芸の一端を知る手掛かりとしたい。

〈列品解説〉

32. 心形刀流諸目録 天保9年(1838)9月 阿部家文書1157

全二巻。一四代当主阿部正定宛で、このとき正定は十五歳であった。

心形刀流は伊庭是水軒秀明が起こした剣術の流派で、伝授者は八代目の伊庭軍兵衛秀業である。当時、道場は江戸下谷にあり興隆をきわめ、江戸三大道場と称された神田お玉が池の玄武館(北辰一刀流の千葉周作)・九段坂上の練兵館(神道無念流の斎藤弥九郎)・築地あさり河岸の士学館(鏡新明智流の桃井春蔵)と肩をならべたといわれる。また、伊庭秀業は天保年中に幕府老中の水野忠邦に抜擢されて旗本の剣術指導にあたった。

33. 座右箴 付拘幽操 元禄10年(1697)成立 阿部家文書1250

慶応2年(1866)写

全一冊。三宅儀左衛門重固が五代当主正喬に献じた書物を、慶応2年に川澄次是が写した。内容は朱子をはじめとする古人の要語14を解説したものである。

著者の三宅重固（1662-1741）は山崎闇斎の晩年の弟子で崎門三傑の一人。尚斎と号した。元禄3年（1690）、阿部四代当主正武に仕えて儒官となる。同7年（1694）3月と翌8年5月には阿部藩邸を訪れた5代将軍綱吉の進講を勤めて時服を与えた。一方、藩主正武に対してはしばしば諫言し、正武が没してからは正喬に対して批判を強めた。その後諫言が聞き入れられないと無断で出奔。宝永4年（1707）、その罪を問われて忍城内の牢に監禁された。同6年、将軍綱吉が没し、その恩赦により釈放された。翌年、京都で学塾を開き、主著『默識録』を完成。名声を高めて多くの大名の尊信を集めた。元文元年（1736）江戸に下り、阿部正喬に謁して厚遇を受けた。

展示の箇所は、「平居儼然」=朝起きて夕にいたるまで脇差しを離さず正しくすわること、の末尾と「瞻視尊重」=眼差しや目遣いは精神の表れであり気を付けるべきこと・「腰背生を直す」=背骨・腰骨を真っ直ぐにした姿勢でいれば心も正しくなること・「起步舒寛」=歩行がすみやかであれば心もまた騒ぐがないこと、の全文。

34. 難波御道之記 文化3年（1806）成立 阿部家文書1187

全五冊。記主は阿部多喜。多喜は七代当主正敏の娘で九代当主正由の室。

『御道之記』は、文化元年（1804）に夫正由が大坂城代に任命されて共に上坂したときに道中で詠んだ和歌をまとめた『御道之記』（二冊）、文化元年から3年までの在坂中に近辺を巡ったときに詠んだ和歌を集めた『難波御道之記』（一冊）、文化4年（1807）に正由が京都所司代に任命されて共に上京し、名所巡りをしたときに詠んだ和歌を記した『京都御道之記』（二冊）から成る。

武家の女性が旅情の感動を表す手段として和歌を用い、それを和歌集に編んだことが注目される。

また、和歌などの文芸史料はあまり歴史学の分野で活用されてこなかったが、武家の生活感情を知る上で貴重である。

展示の箇所は、文化3年4月7日に多喜が大坂の東本願寺と座魔神社を詣でたときのもの。

（翻刻）

「夫より東御堂江も詣で本堂より広座鋪ばかり見せ外の屋舗々々は普請とて見せ

ず、山てを見よとて切戸押へ至りたるにいかにも草茂りたる細き道有、爰をあゆみて行ほどに一重の桜の散を見て

東風の吹にまかせてちりかかる

法の御山の花のたふとさ

夫より座魔の稻荷に詣で難波とやらんへ行、四方の畑を見るに麦青々とし高菜花つづき、又白きを聞ば大根の花のよし、所々に苗代有を見て

そこ爰の苗代水住慣れて

鳴やからすの麦も珍らし

〔12〕阿部家の編纂物

阿部家の当主が進んでおこなった修史事業とはいえないが、阿部家の藩政を知る上で貴重な編纂物が、いくつか残されている。今回は比較的大部な3点を紹介する。

『公余録』と『公余付録』は藩士の川澄次是の手になる。前者は、編年体で、元和2年（1616）より慶応2年（1866）に至る。記事は、初代忠吉が徳川家康他界後に幕府の大番頭を命じられたところから始まり、第十六代藩主正外が蟄居を命じられて棚倉に転封となったところで終わる。内容は、忍、白河に展開する藩政全般を、特に歴代の藩主とその家族の動向、家中武士の勤務の状況に留意して綴ってある。後者は、藩主や家中の系図、阿部家の家格、領地の絵図などの66テーマを掲げて記す。

『旧藩国事始末下調事蹟考草接』は、明治34年（1901）に要請に応えて第十八代当主の阿部正功が史談会に提出したもの控えで、天保2年（1831）より明治4年（1871）までの藩の事蹟を記す。

〈列品解説〉

35. 公余録五 慶応末から明治初年成立（推定）

阿部家文書 900

36. 児玉幸多校訂『阿部家史料集二 公余録（下）』

吉川弘文館、1975年刊行

記主の川澄五郎太夫次是は文政4年（1821）に11歳で善嗣の養子となった人物で、実は善嗣の甥内田伊勢守正容の家来岡野文作の弟彰之進。次是は、15歳より出仕して近習見習・書物番・近習頭・旗奉行・番頭・奥用人などを勤めた。慶応2年（1866）に隠居した後は書物の編纂に没頭した。

『公余録』の記事には出典が明記されており、それによると各役職のもとで記録された旧記類を主な史料としていることが判る。なかでも、番頭・者頭の記録が多く引用されており、次是の役職と無関係ではない。

列品36は列品35を翻刻した刊本で、これは学習院大学文学部史学科の近世史研究会の成果である。

展示の箇所は、文政元年（1818）に起きた騒動で足軽が藩に要求した10箇条。騒動の経過は以下の通り。文政元年11月11日、屈巣村円通寺と鴻巣宿に結集した足軽127名は江戸に向けて出立。15日蕨宿で藩の役人と対面。20日全員入牢。24日9人を残して帰忍。文政2年（1819）3月6日藩処分を決定。ただし尚徳院（7代藩主正敏）の33回忌と淨觀院（8代藩主正識）の17回忌法事に伴う恩赦を理由に罪を減じ、首謀者の川島為蔵を大小取揚げ武家奉公構・門前払、4名を武家奉公構・永暇、2名を永暇に処したほかは咎め無しとした。さらに同年4月に藩は足軽困窮を認めて御救金を与えた。

37. 公余付録七 明治7年（1874）以降の成立。

阿部家文書904-7

全12冊。記主は河澄次是。記事の内容は統一的ではないが、原史料が散逸している現在、『公余録』を補うものとして貴重である。『公余付録』の内容を概観したい場合は『公余付録見出』〔文書番号906〕を参照のこと。

なお、本書をまとめた趣旨は列品37の奥書きから明らかになる。そこには明治4年（1871）年に阿部正功が棚倉藩知事を罷免されてより家臣の結束が弱まり阿部家の恩が忘却されつゝあること、もしも旧君に大事が起こった時は駆せ参じるべきでその時のために子孫に筆記を清書して残しておくと記されている。

展示の箇所は「口碑ニ残リシ藩士」の部分で、列品33を記した三宅重固（尚斎と号する）の記事。

38. 旧藩国事始末下調事蹟考草按 控

明治34年（1901）成立

阿部家文書933

現存は34冊。阿部家に残るのは、高松重異が作成した控えであるので、全容は明らかではない。成立は明治34年（1901）。

明治21（1888）年、宮内省は島津・毛利・山内・水戸徳川家に対して、嘉永6年（1853）より明治4年（1871）までの国事執掌始末詳細調を命じる。ついで、明治23年（1890）、両池田ほか四雄藩家にも同様の下命をする。それに連なる調査に阿部家が作成したものと思われる。

内容は、当主の動静に関する記事や藩法をまとめた「用部屋之部」、家中の構成や役務を扱った「家中役順之部」・「役々勤方之部」、領地支配の状況を記した「封土之部」など多岐にわたる。一次史料ではなく、また明治期にはいってからの編纂物であるが藩政を知る史料となりうる。

展示の箇所は「封土之部」のうち棚倉時代の村鑑。村鑑とは地方帳簿の一つで、各村の村高・田畠の面積・石盛・家数・人数・牛馬数、そのほか村の概要を書き上げたものをいう。

執筆担当

- 学習院大学史料館特別研究員 針谷武志 総論, [1],[2],[4]~[10]
学習院大学史料館特別研究員 三上淳子 [3]
学習院大学史料館特別研究員 藤実久美子 [11],[12]

参考文献

- 根岸茂夫「忍藩阿部氏家臣団の形成」（『国史学』101号,1977）
小沢文子「寺社奉行考」
（児玉幸多先生古希記念会辺『幕府制度史の研究』,吉川弘文館,1983）
針谷武志「文政期の海防報告書と一揆鎮圧法」
（瀧澤武雄編『論集 中近世の史料と方法』,東京堂出版,1991）
『公余録』（『阿部家史料集』1・2,吉川弘文館,1975/76）
『阿部家の名品』（白河集古苑,白河市教育委員会,1993）
『白河市史』第7巻・近世II（白河市,1993）
阿部善雄「大名の叙位をめぐる文書」（『古文書学研究』3,1970）
松平秀治「大名家格制についての問題点—官位制を中心に—」
（『徳川林政史研究所紀要』昭和48年度,1974）
上野秀治「徳川時代の武家の官位」（『歴史公論』107,1984）
佐藤進一『古文書学入門』（法政大学出版局,1971）
日本歴史学会編『概説古文書 近世編』（吉川弘文館,1988）
二木謙一・入江康平・加藤寛共編『日本史小百科 武道』（東京堂出版,1994）
大久保利謙「史談会速記録」（『国史大事典』第6巻,吉川弘文館,1985）

協力

- 行田市郷土博物館, 白河市編纂室, 白河市歴史民俗資料館, 庄司千春,
棚倉町中央公民館, 福島県歴史資料館, 藤田正家
(敬称略, 五十音順)